

第一号議案

平成三十一年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十九条の規定により、知事から平成三十一年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

平成三十一年二月十九日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

知事から照会のあった平成三十一年第一回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

教委教改第1051号

平成31年 2月 日



大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会

教育長 工藤 利明

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

平成31年2月18日付け財第718号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 7 1 8 号
平成 3 1 年 2 月 1 8 日

大分県教育委員会
教育長 工 藤 利 明 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・平成 3 1 年度大分県一般会計予算関係部分
- ・大分県個人情報保護条例の一部改正について
- ・職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・実習船の共同運航に係る事務の委託について
- ・権利の放棄について
- ・大分県文化財保護条例等の一部改正について
- ・大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・平成 3 1 年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について

2 議案提出県議会

平成 3 1 年第 1 回定例県議会

平成31年度当初予算案 歳出(教育委員会)

(単位:千円)

款	項	平成31年度 当初予算案	平成30年度 当初予算額	差引増減	
10 教育費	1 教育総務費	5,253,159	4,896,187	356,972	
	2 小学校費	39,915,228	41,397,536	△ 1,482,308	
	3 中学校費	24,381,547	24,217,150	164,397	
	4 高等学校費	28,378,728	29,249,425	△ 870,697	
	5 特別支援教育費	10,181,630	9,857,204	324,426	
	7 社会教育費	1,635,123	1,674,657	△ 39,534	
	8 保健体育費	2,495,090	5,406,000	△ 2,910,910	
教育委員会 計		112,240,505	116,698,159	(△3.8%) △ 4,457,654	
	うち事業費	構成比	(12.1%)	(15.1%)	(△23.3%)
		金額	13,560,804	17,679,048	△ 4,118,244
	うち人件費	構成比	(87.9%)	(84.9%)	(△0.3%)
		金額	98,679,701	99,019,111	△ 339,410

<参考>

県予算額に占める教育委員会予算額の割合	19.3%	18.9%	
県 予 算 額	581,579,000	616,945,000	(△5.7%) △ 35,366,000

平成31年度当初予算案の概要（教育委員会関係）

（単位：千円）

事業名	平成31年度 当初予算案 〔平成30年度 当初予算額〕	当初予算案の概要	所管課
1 新 教育庁ワークセンター設置運営事業	8,841 (0)	障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、教育庁内にワークセンターを設置し、卒業生を一定期間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援する。 ・雇用先 教育庁ワークセンター（3人） ・雇用期間 最長3年間（1年更新）	教育人事課
2 教員業務サポートスタッフ活用事業	39,347 (32,789)	教員の事務負担を軽減し、子どもと授業に向き合える環境を整えるため、事務作業を支援するスクールサポートスタッフを小中学校等に配置する市町村に対し助成する。 ・配置校 36校 （小学校17校、中学校18校、義務教育学校1校） ・補助率 10/10（国1/3 県2/3）	教育人事課
3 公立高等学校等奨学金給付事業	306,167 (317,708)	保護者の経済的理由による修学機会の喪失を防止するため、修学意欲のある高校生等に対し奨学金を給付する。 ・対象 住民税所得割非課税世帯 第1子 年額 82,700円 （80,800円→82,700円へ増額） 第2子以降 年額 129,700円 生活保護受給世帯（修学旅行費相当分） 年額 32,300円	教育財務課
4 高等学校等奨学金貸与事業	83,581 (68,795)	保護者の経済的理由による修学機会の喪失を防止するため、修学意欲のある高校生等に奨学金を貸与する（公財）大分県奨学会に原資を貸し付ける。 ・貸付枠 高等学校等奨学金（第一種860人、第二種135人） 大学奨学金の貸付枠（100人）を維持するため、40人分の原資を（公財）大分県奨学会に貸し付ける。	教育財務課
5 県立学校施設整備事業	1,990,396 (3,082,290) +30年度2月補正 予算計上予定	教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎等の新增改築・大規模改造など県立学校の施設や設備の整備を行う。 ・大規模改造（大分豊府高校など 19校） ・盲学校への新寄宿舎建設など第3次特別支援教育推進計画に基づく施設整備の実施 【新】県立高校の空調設備の整備 ※特別支援学校の空調設備は30年度2月補正予算で計上予定 〔債務負担行為 1,356,799千円〕	教育財務課
6 いじめ・不登校等解決支援事業	148,306 (135,518)	児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを小・中・高等学校・特別支援学校に配置する。 ・スクールカウンセラーを4名増員し（86人→90人）、全公立小中高・特別支援学校に配置 ・学校事故等に対する法的助言等を行うスクールロイヤーの活用 【新】SNSを用いた通報・早期対応システムの導入	学校安全・安心支援課
7 新 県立高校自転車通学生ヘルメット着用推進事業	3,268 (0)	自転車通学生の頭部損傷による死亡事故等を防止するため、ヘルメット着用の義務化に向けたアンケート調査や普及啓発を行うとともに、モニターとなる高校生に対してヘルメット購入費を助成する。 ・助成額 5千円（上限） 600人	学校安全・安心支援課
8 小学校学力向上対策支援事業	185,237 (177,014)	小学校の学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し、組織的な授業改善に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員（9人）を配置する。 基礎・基本の定着に加え、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査（小5）を実施する。 【新】教科指導力の向上を図るため、高学年に教科担任制を導入する市町村に対し、小学校教科担任制推進教員（9人）を配置 〔債務負担行為 31,984千円〕	義務教育課
9 中学校学力向上対策支援事業	315,543 (298,880)	中学校の学力向上を図るため、客観的な数値目標を盛り込んだ推進計画を策定し、組織的な授業改善に取り組む市町村に対し、習熟度別指導推進教員（36人）を配置する。 基礎・基本の定着に加え、活用力の理解度を把握するため、学力定着状況調査（中2）を実施する。 ・数学、英語に加えて国語、社会、理科の問題データベースの配信を追加	義務教育課

事業名	平成31年度 当初予算案 〔平成30年度 当初予算額〕	当初予算案の概要	所管課
10 新 幼児教育推進体制充実事業	11,605 (0)	幼児教育施設(幼稚園・認定こども園・保育所)における幼児教育の質の向上を図るため、大分県幼児教育センター(7人体制)を設置し、幼児教育研修の支援や幼小接続に関する研修等を行う。 ・幼児教育アドバイザーの配置(3人) ・キャリアステージ別研修の開催(2回) ・幼小接続地区別合同研修の開催(6回) など	義務教育課
11 特別支援学校就労支援事業	27,667 (28,535)	特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、就労支援アドバイザー(8人)を配置するとともに、就職に向けた生徒や保護者の意識改革や企業からの評価向上につながる職業教育を実施する。 ・学習成果や職業技能などを発表するワーキングフェアの開催 ・保護者向け就労支援講演会の開催 など	特別支援教育課
12 特別支援学校キャリアステップアップ事業	33,563 (19,198)	障がいのある特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、卒業生を県立学校に一定期間雇用し、労働習慣や必要なキャリアの習得を支援する。 ・雇用先 高等学校(3人)、特別支援学校(12人) ・雇用期間 最長3年間(1年更新) ※初年度は特別支援学校、2年目以降は高等学校で勤務	特別支援教育課
13 小中学校特別支援教育充実事業	39,783 (39,835)	特別支援学校への通学が困難な地域の小中学校においても特別支援学校と同等の教育を実施するため、佐伯、日出、日田の各支援学校に配置した教員をサテライトコーディネーターとして派遣する。 ・派遣先 佐伯市(24校)、国東市(3校)、九重町(2校)、玖珠町(5校)	特別支援教育課
14 学びの接続推進事業	23,664 (8,347)	2021年度の大学入学者選抜実施要項の見直しを見据え、児童生徒の学力向上を図るため、授業改善を推進し、小・中・高等学校を通じた一体的な指導体制を確立する。 【新】英語のスピーキング力の向上を図るため、タブレット型端末を活用しALTと生徒が1対1で話すオンライン授業を導入する。	高校教育課
15 大分の農林水産業を牽引する担い手育成推進事業	38,074 (13,369)	本県の農林水産業を牽引する力強い担い手を育成するため、先進的な農業者や大学等と連携して、農林水産高校生を対象とした実践的な研修等を行う。 【新】くじゅうアグリ創生塾における実践的な研修の実施(149日) 【新】くじゅうアグリ創生塾と県内農業系高校(9校)を結ぶテレビ会議システムの導入による遠隔授業の実施 【新】グローバルGAP認証取得の推進 など	高校教育課
16 新 地域の高校魅力化・特色化推進事業	35,000 (0)	地域の高校が中学生から選ばれる学校、地域の活力となる学校となるため、地域資源を活用した探究学習の実践など地域と連携した取組を強化する。 ・高校を核とした「地域未来創生プロジェクト」の実施 1プロジェクト 上限額100万円 1校あたり最大3プロジェクト採択可能	高校教育課
17 子ども科学体験推進事業	18,459 (14,411)	小・中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、「少年少女科学体験スペースO-L a b o(オーラボ)」を設置し、企業・大学・高校と連携した科学体験講座を実施する。 【新】ドローンやプログラミング学習教材を常置 ・開催回数の拡大(100回→118回)や高校等での講座の開催	社会教育課
18 子どもわくわく文化体験事業	3,391 (4,416)	ラグビーワールドカップの来場者へおもてなしの心を伝えるため、高校生によるファンゾーンにおける日本文化の発信や、中学生によるウェルカムカードの作成等を行う。	文化課
19 おおいたの歴史・文化魅力発信事業	10,247 (10,989)	ラグビーワールドカップ大分開催にあわせて、先哲史料館や埋蔵文化財センターで企画展等を開催し、大分の歴史・文化を国内外に発信する。 ・「大分のキリスト教史(仮)」の開催(先哲史料館) ・「宗麟とキリスト教(仮)」の開催(埋蔵文化財センター) など	文化課

事業名	平成31年度 当初予算案 〔平成30年度 当初予算額〕	当初予算案の概要	所管課
20 学校部活動充実支援事業	33,225 (16,843)	<p>教員の部活動指導にかかる負担軽減と経験者による指導の充実を図るため、公立中学校に部活動指導員を配置する市町村に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立中学校 92人(46校×2人) ・補助率 2/3(国1/3 県1/3) <p>県立学校については、試行的に配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立高校 6人(3校×2人)、県立中学校 2人(1校×2人) <p>【新】合理的かつ効率的・効果的な部活動を推進するため、スポーツ医学の知識の共有を図るとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携など地域の実情に応じた新たな部活動モデルを創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブへの部活動の一部移行に向けた実践研究 ・複数校間で種目を分担する「拠点校方式部活動」の実践研究 など 	体育保健課
21 競技力向上対策事業	237,343 (214,843)	<p>国民体育大会において上位成績を獲得するため、競技団体や関係機関と連携して競技力向上対策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【新】新チーム大分強化事業 127,343千円 ・スポーツ大分パワーアップ事業 110,000千円 	体育保健課

※ (新) は「新規事業」

大分県個人情報保護条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- 個人情報の定義及び取扱いについては、国の行政機関が取り扱うものは、「行政機関個人情報保護法」において規定され、地方公共団体が取り扱うものは、それぞれの条例において規定されている。
- 「行政機関個人情報保護法」の改正（H29.5.30施行）により、人種、信条、社会的身分等、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報が「要配慮個人情報」と定められ、特別の取扱いについて規定が設けられた。
- これを受け、本条例を改正し、「要配慮個人情報」を新たに定める等、国の「行政機関個人情報保護法」との整合を図るもの

2 改正概要

(1) その取扱いに特に配慮を要する個人情報に関する規定の整備

① 「要配慮個人情報」の定義 【第2条関係】

【要配慮個人情報】

…行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報

- (1) 人種、(2) 信条、(3) 社会的身分、(4) 病歴、(5) 犯罪の経歴
 (6) 犯罪により害を被った事実
 (7) その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれるもの

※(7)：心身の機能の障害／健康診断等の結果／医師等による診療等の事実
 ／刑事事件に関する手続／少年の保護事件に関する手続

② 「要配慮個人情報」を取り扱う事務の明示 【第12条関係】

取り扱う個人情報に「要配慮個人情報」が含まれる旨を、「個人情報取扱事務登録簿」において明示する。

(2) その他、字句の整理

- ・ (変更前)「前3条」 ⇒(変更後)「第18条から前条まで」 【第21条第3項】
- ・ (変更前)「第24条」 ⇒(変更後)「前条」 【第24条の2第3項】

(3) 関係条例の整備

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例」(平成27年大分県条例第27号)
 …個人情報保護条例の改正に伴い、項番号を繰り下げる 【第2条第2項第2号】

3 施行期日

- ・ 2(1)及び2(3) …… 平成31年4月1日
- ・ 2(2) …… 公布の日

職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正の理由

県立海洋科学高等学校及び香川県立^{たどつ}多度津高等学校の実習船の共同運航の開始に伴い、同実習船の船長等の職務について職務の級を定める必要があり、及び各県との均衡等を考慮し漁業実習の指導業務に係る手当を廃止するもの

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例

- ・海事職給料表級別基準職務表の改定（別表第七関係）

香川県との実習船の共同運航により、漁業実習に使用する実習船が新大分丸（中型船舶（1種））から翔洋丸（大型船舶（3種））に変更となることに伴い、大型船舶（3種）の船長等の職務の級について規定する。

○現 行（新大分丸499トン） 中型船舶（1種）

○改正後（翔 洋 丸675トン） 大型船舶（3種）

(2) 学校職員の特殊勤務手当支給条例

- ・漁獲手当の廃止

大分県立海洋科学高等学校に勤務する職員（教育職員を除く。）が漁業実習の指導に従事したときに支給される特殊勤務手当を廃止する。

手当の総額＝（漁獲物売払金額－販売手数料）× 割合（※）

※20／100を超えてはならない（現在は18／100）。

3 施行期日

平成31年4月1日

議案 「実習船の共同運航に係る事務の委託について」

教育財務課

1 提出の理由

県立海洋科学高校及び香川県立多度津高校の実習船の共同運航に係る事務の効率化を図るため、当該事務を香川県に委託するもの。

2 経緯

平成10年 6月…香川丸竣工

平成12年 6月…新大分丸竣工

平成28年 4月…共同運航実習船の建造・管理運営等に関する覚書を締結

・設計・建造は大分県、運航管理は香川県が実施主体

・経費の負担割合は、各県2分の1

平成30年11月…共同運航実習船「翔洋丸」進水式

平成31年 3月…共同運航実習船「翔洋丸」竣工予定

平成31年 4月…共同運航実習船「翔洋丸」共同運航事務の開始、竣工式予定

3 共同運航に係る事務の委託に関する規約の概要

第1条（事務の委託）委託する事務

① 実習船の運航に関する事務

② 実習船の維持管理に関する事務

③ 実習船における漁ろうに関する事務

第2条（収入の帰属）漁ろうにより生じる収入は香川県に帰属

第3条（経費の負担）委託に要する経費（漁ろう収入控除後）を大分県が負担

第4条（予算の執行）香川県は委託事務に係る収入及び支出を予算に計上

第5条（決算の通知）香川県は決算における関係部分を大分県に通知

第6条（連絡会議）連絡調整のため、毎年定期的に連絡会議を開催

第7条（条例等の制定改廃に関する措置）香川県から情報提供、通知

第8条（その他）

附則 平成31年4月1日から施行

4 共同運航による財政効果（一般財源ベース）

▲115,305千円

・人件費 H30 174,188千円 → H31 94,263千円

▲ 79,925千円

・運航費 H30 120,181千円 → H31 84,801千円

▲ 35,380千円

5 議決後の手続き

① 規約を県報で告示

② 規約を総務大臣へ届出

③ 実習船の管理運営に関する協定書及び大分県職員の香川県への併任に関する協定書の締結

大分県地域改善対策奨学金等貸付金に係る権利の放棄について

1 当該奨学金制度の概要

- (1) 名称：大分県地域改善対策奨学金等貸付金
(根拠条例：大分県地域改善対策奨学金等貸与条例〈S58.3制定／H14.4廃止〉)
- (2) 目的：旧地域改善対策特定事業対象地域の同和関係者で、経済的理由により高等学校、大学等において修学することが困難なものに対し、奨学金を貸与することにより、対象地域における教育の充実を図る。
- (3) 貸与対象者：下記の①から④までの要件を全て備える者
 ①対象地域の同和関係者
 ②高等学校等の在学者
 ③低所得世帯（日本育英会が定める収入基準額以下の世帯とする。）
 ④日本育英会法による学資の貸与又はこれに類する奨学金の貸与を受けていない者
- (4) 貸与額：①奨学金（月額）
 （H8年度単価）

I 高等学校	公立	22,000円	私立	48,000円
II 大学	公立	51,000円	私立	87,000円

 ②通学用品等（初年度のみ、一時金）

I 高等学校	公立	34,660円	私立	43,660円
II 大学	公立	77,050円	私立	93,050円
- (5) 融 資 利 率：無利息
- (6) 返 還 期 間：20年以内（据置期間6ヶ月）
- (7) 債 務 の 免 除：下記のいずれかに該当するときは、債務の全部又は一部を免除することができる。
 ①死亡 ②心身に著しい障害を受けたとき ③長期間所在不明
 上記のほか、下記のいずれかに該当するときは、貸与した奨学金等の額の20分の5の額を限度として、債務を免除することができる。
 ①市町村民税所得割非課税のとき
 ②当該世帯の収入の年額が生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍以下のとき
- (8) 債務の履行猶予：下記のいずれかに該当するときは、債務の履行を猶予することができる。
 ①在学中又は卒業後6ヶ月を経過しないとき
 ②災害、疾病その他やむを得ない事由により返還すべき日に返還することが困難となったとき

2 放棄する債権

- ・大分県地域改善対策奨学金等貸付金に係る債権 1件（1名）655,995円

貸付年度	貸与総額	免除額	返還未済額（放棄する債権額）
平成8～10年度	874,660円	218,665円	655,995円

3 当該債権を放棄する理由（破産）

- ・主たる債務者及び連帯保証人の破産により回収が不能と認められるため、権利の放棄を行うもの

大分県文化財保護条例等の一部改正について

1 文化財保護法改正の背景：文化財を取り巻く社会状況の変化

- ◇過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題
- ◇未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要
- ◇地域における文化財の計画的な保存・活用の促進と、地方文化財保護行政の推進力の強化が重要

2 大分県の状況

- ◇所有者の高齢化や保存・継承への不安－アンケート（不安43%：防犯47%・維持管理28%）
- ◇文化財の盗難や汚損などの行為の発生－盗難3件・汚損2件
- ◇「日本遺産」など文化財活用機運の高まり

3 文化財保護法改正のポイントと大分県文化財保護条例等の主な改正の概要

(1) 地域における文化財の総合的な保存活用

- ・都道府県による文化財保存活用大綱の策定【法第183条の2】
- 平成31～32年度で大分県文化財保存活用大綱の策定予定
- ・市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度【法第183条の3等】

(2) 所有者等の作成する文化財保存活用計画の認定制度【法第53条の2等】

(3) 市町村による文化財保存活用支援団体の指定制度の設置【法第192条の2等】

- ・文化財保存活用支援団体：所有者の相談に応じて文化財保護（管理責任者にも可能）

(4) 管理責任者の選任要件の拡大【法第31条】

- ・選任の機会、選任できる者の範囲を拡大
- ・高齢化等により所有者のみでは不十分な場合への対応を図る

- 選任の機会が、所有者の長期不在等の「特別な事情があるとき」に限定されていたものを、「文化財の適切な管理のため必要があるときに」拡大【条例第6条】
- 選任できる者が、自然人たる代理人に限定されていた者を、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体等も選任可能【条例第6条】

(5) 市町村にも文化財の巡視等を行なう文化財保護指導委員を設置可能【法第191条第1項】

(6) 文化財の損壊等に対する罰金の最高額の引上げ【法第195条等】【条例第41条・第42条】

行 為 内 容	国 指 定		県 指 定	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
文化財の損壊、毀損、隠匿、滅失等	30万円	100万円	5万円	30万円
文化財の無断現状変更	20万円	50万円	3万円	15万円

- ・引上げ予定 7（神奈川・愛知・兵庫・和歌山・徳島・愛媛・大分） 未定30
- ・昭和29・50年の文化財保護法改正時に国から都道府県の文化財保護条例参考案通知
29年：国3万円→県1万円 50年：国20・10万円→県5・3万円
概ね都道府県の罰金刑の最高額は国の1/3～1/4で例示あり

(7) 地方文化財保護審議会の必置と選任要件を設定【法第190条】

- ・第190条第1項 教育委員会に置く地方文化財保護審議会
- ・第190条第2項 教育委員会以外に置く地方文化財保護審議会

- 法第190条を引用する大分県文化財保護審議会条例第1条の規定の整備
(現行) 第190条→(改正後) 第190条第1項【審議会条例第1条】

4 施行期日 平成31年4月1日

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について

1 改正概要

新たな屋内スポーツの中核施設として、大分県立武道スポーツセンターを設置したことに伴い、公の施設のあり方を見直し、県立総合体育館の体育館施設を廃止したいので、大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する。

なお、現行の条例で、県立総合体育館は、体育館とフェンシング場をもって構成されており、今回の改正で体育館が廃止されることにより、フェンシング場が単独施設として残ることとなる。

2 改正内容

大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

条 項	新	旧
第2条	(名称) 大分県立武道スポーツセンター <u>大分県立フェンシング場</u> 大分県立庄内屋内競技場	(名称) 大分県立武道スポーツセンター <u>大分県立総合体育館</u> 大分県立庄内屋内競技場
第3条	<u>(削除)</u>	(総合体育館の構成) <u>総合体育館は、体育館及びフェンシング場をもって構成する。</u>
第13条	(使用料) 武道スポーツセンター及び <u>フェンシング場</u> の利用者は、大分県使用料及び手数料条例に定めるところにより、使用料を納めなければならない。	(使用料) 武道スポーツセンター及び <u>総合体育館</u> の利用者は、大分県使用料及び手数料条例に定めるところにより、使用料を納めなければならない。

3 施行期日

平成32年4月1日

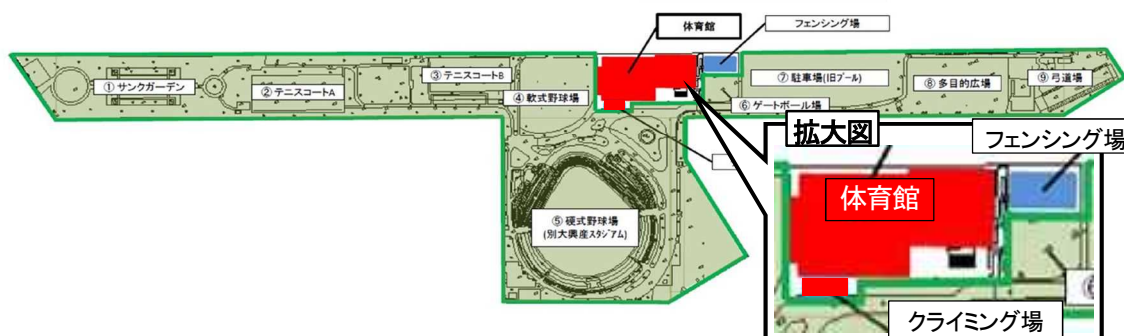
4 県立総合体育館の大分市への譲渡

合意事項①県立総合体育館（フェンシング場を除く。）を大分市へ譲渡する。

②譲渡の時期は、平成32年4月1日

	H31.3	H31.7	H31.8	H32.4
大分県	県条例改正			譲渡
大分市		市条例改正	指定管理者募集	

大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館 施設配置図



平成31年度における県立スポーツ施設建設事業に 要する経費の市町村負担について

平成31年度県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、平成31年大分県議会第1回定例会に提案するもの

市町村負担割合	
事業名	負担割合
県立スポーツ施設 建設事業	工事費の1/4

『屋内スポーツ施設について』県と市の間での確認内容

大分県は、ラグビーワールドカップ2019までの完成を目指し、大分市のニーズも取り入れ、着実に当該施設の整備を進める。また、当該施設の整備に関して、大分県と大分市は、**国庫を除き3対1の割合で費用を負担**する。



上記内容については、平成27年12月24日に行われた、大分県と大分市の政策協議の場で確認済み。

【根拠法令：地方財政法（抜粋）】

（都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担）

第27条 都道府県の行う土木その他の建設事業（高等学校の施設の建設事業を除く。）でその区域内の市町村を利するものについては、**都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。**

2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、**当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。**